

# 山梨県公報

号外第二号  
平成二十二年  
二月一日

月 曜 日

## 目次

**条 例**

- 山梨県職員の特別褒賞金に関する条例の一部を改正する条例……………
- 山梨県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例……………
- 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例……………
- 山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例……………

## 条例のあらまし

- 1 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。  
(厚生課)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 1 山梨県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例(条例第一号)(職員)
- 1 保健師助産師看護師法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。
- 1 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例(条例第三号)(社会教育課)
- 1 薬事法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 1 山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第四号)(警察本部会計課)
- 1 道路交通法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、平成二十二年四月十九日から施行することとした。

## 条 例

山梨県職員の特別褒賞金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年二月一日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第一号

山梨県職員の特別褒賞金に関する条例の一部を改正する条例

山梨県職員の特別褒賞金に関する条例(昭和四十三年山梨県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第十一条」を「第二条の二」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十二年二月一日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第二号

山梨県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

山梨県看護職員修学資金貸与条例(昭和三十七年山梨県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「学校又は同条第二号」を「大学、同条第二号の学校又は同条第三号」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十二年二月一日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第三号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「第五十条第八号」を「第五十条第九号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年二月一日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第四号**

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県警察関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第六の一の項中「第四十九条の二第二項」を「第四十九条の三第二項」に改める。

**附 則**

この条例は、平成二十二年四月十九日から施行する。